

「令和7年度パソコン等機器類賃貸借契約」に関する業務仕様書

1 事業名

令和7年度パソコン等機器類賃貸借契約（以下、本件という。）

2 概要

賃貸借期間満了に伴うパソコン等機器類の調達を実施するとともに、安定的に運用ができるよう保守サービス等の提供を行うものとする。

3 調達機器及び台数

	調達機器	台数
1	ノートパソコン（14 インチ画面）	30
2	Web 会議ソフトライセンス（指定物品）	3
3	Web 会議ソフトライセンス（指定物品）	2
4	タブレット（指定物品）	2
5	会議用ディスプレイ（大型）	1
6	ガス昇降デスク	1
7	デスクトップ（ワークステーション）	3
8	NW 監視カメラ一式	1
9	ネットワーク機器（指定物品）	1
10	ソフトウェア（指定物品）	50
11	ディスプレイ（23.6 型ワイド）	200
12	ディスプレイ（19 インチ）	50

4 納入・設置期日

令和7年9月30日まで

5 賃貸借期間

令和7年10月1日から令和12年9月30日までの60ヶ月間

6 業務範囲

- (1) 調達業務
- (2) 導入業務
- (3) 保守業務

7 業務要件

(1) 調達業務

業務仕様-別添1「パソコン等機器類仕様」の基準物品を調達すること。

(2) 導入業務

以下ア～エを満たす初期設定等を実施し、納入すること。

また、本書に基づき受注業者は落札決定後直ちに導入の作業計画書を提出し、スケジュール等について本市と事前に協議すること。

ア クローン用マスターイメージ作成作業

納入時までには本番用マスターを完成させ、当該マスターを利用したクローンを作成できるようにすること。

イ 機器類の設定作業

本市が指定する場所において以下の設定作業を実施すること。なお、設定の詳細については受注者に別途配布する。

- (ア) 通常業務に必要なソフトウェアのインストール
- (イ) 本市が指定するネットワーク接続にかかる設定
- (ウ) 本市が指定するセキュリティソフトウェアのインストール
- (エ) 本市が指定するプリンタードライバのインストール
- (オ) 本市が指定する資産管理ツールのインストール
- (カ) 本市が指定するソフトフォンドライバのインストール
- (キ) 本市が指定する windows 機能(.netframework3.5、付箋、電卓、フォトビューワー等)のインストール
- (ク) その他本市が指定する設定
- (ケ) リース会社ラベル（所有者ラベル）を作成し、見やすい場所に貼り付けること。本市が在庫として所持する機器についてもリース会社ラベルを貼り付けること。
- (コ) 本市が指定する機器類の管理番号、端末名、サポートダイヤル番号等識別可能なラベルを作成し、所定の位置へ貼り付けること。
- (サ) パソコンはセキュリティワイヤーロックを施し、ロック番号は本市が指定する番号を設定すること。
- (シ) パソコンの SSD において、割り当てる各容量については本市と別途協議すること。

ウ 納入及び設置作業

(ア) 配布機器について

- a 配布する機器は本市が保管する在庫分から優先して設置を行うこと。
- b 配布作業に係る当該費用はすべて賃貸借契約費用に含むものとする。

(イ) 納入について

- a 納入先への搬入は、情報政策課担当者及び配布先担当者と事前打合せを実施した後に機器を搬入設置すること。
- b 機器類の搬入時には必要に応じて交通誘導員を配置するなど、安全対策を十分に講じること。

(ウ) 設置作業について

- a 設置については、情報政策課職員及び配布先担当者との連絡を密にとり事前打ち合わせを実施すること。
- b 梱包材等の廃棄物は受注業者の責任において引き取ること。

エ マスターディスク（設定手順書等含む）、機器一覧の作成作業

(ア) 「ア及びイ」において設定を反映したイメージディスクを作成し、本市へ提供すること。※イメージはUSB メモリでの提供とする。

(イ) マスターイメージの作成方法を本市へ提供すること。

※環境複製用のマスターイメージは sysprep 等を適用して作成すること。

(ウ) (ア) のイメージディスクを使用した、リカバリ作業手順書を作成し、電子データと原本を本市へ納品すること。

(エ) 搬入した機器類の MAC アドレス、IP アドレス、管理番号、設置場所、シリアル番号等を記載した機器情報一覧を作成し、電子データと原本を本市へ提供すること

(オ) 調達した OS 等のライセンス情報を Microsoft Volume Licensing Service Center 等へ登録すること。なお、ライセンス登録は本市が指定するアカウントに紐付けを行い、情報政策課職員が容易に確認できるようにすること。

(3) 保守業務

ア 契約期間において、納入した全ての機器類を常時正常に動作するよう保守を行うこと。保守条件の詳細は、業務仕様-別添2「保守条件」のとおりとする。

イ OS の機能更新プログラムの提供、ソフトウェアの更新等で内容に変更がある場合は、更新後のパターンを反映した7(2)エ(ア)及び(イ)を作成すること。ただし、作成するバージョンについては事前に本市と協議を行うこと。

8 その他

(1) 秘密保持

受注者は、この契約を履行する上で知り得た事項を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

(2) 業務適用範囲の確認

本件の実施について、社会一般に通常実施される業務項目は、本仕様書に記載のない事項であっても業務の範囲とする。受託者は、当該項目について疑義があるときは本市と協議することができる。

(3) リース期間満了後の機器について

本件満了後は、本件で調達した機器類を全て本市へ無償譲渡すること。